

強化モニタリング対象国・地域
2021年2月

(仮訳)

強化モニタリング対象国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥に対処するために FATF と活発に協働している。ある国を FATF が強化モニタリング対象に据えることは、その国が、特定された戦略上の欠陥を合意した期間内に迅速に解決することにコミットし、強化モニタリング対象に服することを意味する。このリストは対外的に、しばしばグレイリストと呼ばれる。

FATF 及び FSRB (FATF 型地域体) は、以下の国・地域が戦略上の欠陥への対処に関する進捗報告を行う中で、これらの国との協働を継続する。FATF は、これらの国・地域に対し、アクションプランの迅速かつ合意した期間内での履行を要請する。FATF は、これら国・地域のコミットメントを歓迎し、進捗状況を注意深く監視する。FATF はこれらの国・地域に対する強化された顧客管理措置の適用を求めないが、加盟国に対し以下に提示するリスク分析に関する情報について考慮することを奨励する。

FATF は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥を有する、更なる国・地域を特定する。未だ多くの国・地域が、FATF 及び FSRB による検証を受けていない。

2020年10月、FATF は、戦略上 AML/CFT に欠陥を持つ新しい国を特定する活動を再開し、リストのうち期限を満了した、あるいは満了する国のレビューを優先することを決定した。リストのその他の国・地域に対しては報告を行うオプションが提示された。次の国 (アルバニア、ボツワナ、カンボジア、ガーナ、モーリシャス、ミャンマー、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ウガンダ、ジンバブエ) は 10 月以降 FATF によって進捗をレビューされた。これらの国に関し、最新の声明は以下に提示されている。バルバドスとジャマイカはパンデミックのために報告を延期することを選択した。したがって、これらの対象国・地域に対して 2020 年 2 月に採択された声明は以下に含まれているが、それらは対象国・地域の AML/CFT 体制の直近の状態を必ずしも反映したものではない。レビューを受けて、FATF は今回ブルキナファソ、ケイマン諸島、モロッコ、セネガルも特定した。

FATF は新型コロナウイルスによってもたらされた困難にもかかわらず、資金洗浄及びテロ資金供与対策におけるこれらの国々の進捗を歓迎する。

戦略上の欠陥を有する国

アルバニア
バルバドス
ボツワナ
ブルキナファソ
カンボジア
ケイマン諸島
ガーナ
ジャマイカ
モーリシャス
モロッコ
ミャンマー
ニカラグア
パキスタン
パナマ
セネガル
シリア
ウガンダ
イエメン
ジンバブエ

※各国の状況については、原文参照。

https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20210312_3.pdf

(以 上)